

姫路市地場産業センター会議室等使用料

○会議室使用料(条例第6条、第10条関係)

区分	午前	午後1	午後2	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
	円	円	円	円	円	円
401 会議室	11,000	7,700	7,700	15,400	11,000	37,400
402 会議室	5,500	3,850	3,850	7,700	5,500	18,700
403 会議室	4,400	2,750	2,750	5,500	4,400	14,300
404 会議室	5,500	3,850	3,850	7,700	5,500	18,700
501 会議室	11,000	7,700	7,700	15,400	11,000	37,400
502 会議室	7,700	5,500	5,500	11,000	7,700	26,400
503 会議室	6,600	4,400	4,400	8,800	6,600	22,000
601 会議室	11,000	7,700	7,700	15,400	11,000	37,400
602 会議室	7,700	5,500	5,500	11,000	7,700	26,400
603 会議室	6,600	4,400	4,400	8,800	6,600	22,000
901 会議室	23,100	16,500	16,500	33,000	23,100	79,200

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は商品の販売を行う場合の使用料は、使用料の額に当該使用料の10割に相当する額を加算した額とする。ただし、市長が公益上必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 使用許可時間を超過し、又は時間を早めに使用する場合の超過時間に係る使用料は、当該施設区分に係る使用料（前項に該当するときは、同項により計算された額）を基礎として、当該使用区分ごとの1時間当たりの算出料金（表に定めのない時間帯にあっては、当初使用許可を受けた時間区分に係る1時間当

たりの算出料金)に超過時間を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、超過時間の計算は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときはその端数時間を1時間として計算する。

- 3 前項における使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

○備品使用料(条例施行規則第6条、第10条関係)

区分	単位	使用料(1時間につき)
プロジェクター	1台	円 300
DVDプレーヤー	1台	300
放送設備	1式	200